

発議第 29 号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を基地建設の埋め立てに使用しない
よう求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により
提出いたします。

令和 3 年 9 月 13 日

提 出 者

市議会議員	つかこしたかのり
〃	清 水 みな子
〃	増 田 好 秀
〃	中 町 け い
〃	小 泉 文 人
〃	西 村 敦
〃	中 山 幸 紀
〃	松 永 修 巳
〃	松 井 努
〃	竹 内 清 海

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を基地建設の埋め立てに使用しない
よう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。

糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域には、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。

同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた民間人や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われている。沖縄戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を基地建設の埋め立てに使用することは、人道上許されるものではない。

よって、本市議会は国及び政府に対し、下記事項を速やかに実現するよう強く求める。

記

1. 太平洋戦争末期の沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を基地建設の埋め立てに使用しないこと
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由

関係行政庁に対し、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を基地建設の埋め立てに使用しないよう求める意見書を提出するため提案するものである。